

## 使用料・手数料等の見直し基本方針（案）

### 1. 背景

本市の使用料・手数料の見直しについては、平成20年5月に見直し指針を策定し、適正な料金への設定について検討を行っていたが、東日本大震災により取り組めていない状況となっている。

平成26年4月の消費税率8%の引き上げの際にもほとんどの料金について据え置きとなっていることから、適正料金との差異を生じている。

また、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げされることが予定されており、併せて料金の見直しが必要となっている。

### 2. 目的

適正な原価に基づき使用料・手数料等を算出し、受益者負担の適正化を図ることとする。なお、原価算出にあたっては、消費税率を改正後の10%で見直しを図ることとする。

### 3. 内容

原則全ての使用料・手数料・受益者負担を求めている負担金等について、適正料金の検討を実施し、平成31年10月の消費税率の引き上げと同時に改定する。

項目	内容
① 料金の改定手法	原則として消費税率10%の原価（歳出の積上げ）を基に、利用回数等から <u>適正料金を算出し改定する</u> 。
② 改定の時期	消費税率の改定期期の <u>平成31年10月1日</u> とする。
③ 議会の提案時期	住民周知の期間を鑑み、 <u>平成31年第一回定例会</u> での提案とする。
④ 単価及び端数処理	料金単位は <u>原則10円単位</u> とし端数については <u>切捨て</u> とする。
⑤ 改定率の上限	料金増の緩和措置のため、改定率は現行料金の <u>1.5倍を上限</u> とし、その後段階的な対応を行う。

### 4. その他

指定管理者制度導入施設についても、消費税率の引上げに伴う歳出の増加が生じるため、指定期間中の適正料金への改定に向け指定管理者と協議を図る。

また、平成31年10月1日以前に開設する施設についても、消費税率の引上げ後の適正料金への改定を行う。

減免規程の端数処理についても原則10円単位・端数切捨てとする。

